

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年4月10日 08時13分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市長島西南西方沖 壱岐長島灯台から真方位257° 4.3海里付近 (概位 北緯33° 42.4' 東経129° 32.8')
事故の概要	プレジャーボート ^{かいと} 海音は、漂流中、また、漁船 ^{りょうとく} 漁徳丸は、航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 海音、5.1トン（長さ11.95m） 290-32259長崎、個人所有 B 漁船 漁徳丸、4.9トン NS3-74693（漁船登録番号）、郷ノ浦町漁業協同組合
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に破損 B 船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約1.1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人5人を乗せ、釣りの目的で長島西南西方沖において船首を北方に向けて漂流を始めた。 船長Aは、A船の船首方に南進するB船を認め、A船が釣りのポイントに漂流しており、また、B船の速力が遅く見えたので、B船が潮上りをしていてA船の近くで停止すると思い、操舵室の椅子に腰を掛けてB船の動静を見ながら漂流を続けた。 船長Aは、B船が針路及び速力を変える様子がなく接近するので衝突の危険を感じ、機関を後進に掛けたものの間に合わず、A船の船首部とB船の船首部とが衝突した。 A船は、船長Aが同乗者に怪我がないことを確認し、船長Bと連絡先を交換した後、航行に支障がなかったので、釣りを行った後、定係港に帰港した。 船長Aは、航行中の船舶が漂流中の船舶に気付いていないこともあるので、接近するB船を認めた際、A船の近くで停止すると思わず早めに移動したり、汽笛を鳴らして注意喚起を行ったりすれば良かったと本事故後に思った。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣りを開始し、潮上りの目的で、船長Bが操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて手動操舵により操船に当たり、約4～5ノットの対地速力で南進した。</p> <p>船長Bは、釣果が少なかったので、操舵室前部に設置された魚群探知機及びGPSプロッターの映像を確認したり、操舵室左舷側に設置された潮流計を見たりしながら航行していた。</p> <p>船長Bは、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、近くで操業していた僚船の船長からB船の船首方に漂泊している船舶がいると無線で連絡が入り、船首方を見たところ至近にA船を認めて、慌てて主機を全速力後進とした。</p> <p>船長Bは、衝撃がなかったので衝突しなかったと思い、B船を停止させ船首方に確認に行った際、A船の船首部に損傷を認めてA船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Bは、A船の船長及び同乗者に怪我がないことを確認し、連絡先を交換して帰港した。</p> <p>船長Bは、潮上りをする際、周囲には僚船以外の船舶を認めず、慣れた海域でふだんから漂泊中のプレジャーボートを見掛けなかったので、航行に支障となる船舶はいないと思い、レーダーを使用せずに魚群探知機等の画面を見ることに意識を集中していたので、レーダーを使用すれば良かったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、船首を北方に向けて漂泊中、船長Aが、船首方から接近するB船を認めたものの、A船の漂泊している場所が釣りのポイントであり、また、B船の速力が遅く見えて、航行中のB船が潮上りをしていてA船の近くで停止すると思い、漂泊を続けたことから、同じ針路及び速力で接近するB船に危険を感じ、機関を後進に掛けたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南進中、船長Bが、潮上りをする際、周囲には僚船以外の船舶を認めず、航行に支障となる船舶はいないと思い、魚群探知機等の画面を見ることに意識を集中し、同じ針路及び速力で航行したことから、前路で漂泊中のA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が船首を北方に向けて漂泊中、B船が南進中、船長Aが、航行中のB船が潮上りをしていてA船の近くで停止すると思い、漂泊を続け、また、船長Bが、潮上りをする際、周囲には僚船以外の船舶を認めず、航行に支障となる船舶はいないと思い、魚群探知機等の画面を見ることに意識を集中し、同じ針路及び速力で航行したため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、漂泊中、接近する他船を認めた場合、他船が停止すると

思わず、余裕がある時機に船体を移動させるなど、衝突を避けるための措置を採ること。

- ・ 船長は、航行中、魚群探知機等の画面を見ることのみ意識を集中することなく、常に周囲の状況を確認するなど、適切な見張りを行うこと。